（別紙）

「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」及び
「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案」についての
意見・情報の募集の結果について

※計５の個人・団体より16件のご意見をいただきました。

※ご意見のうち標記の内容と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	宅地造成のうち、宅造規制の対象となる宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第３条第１号から第５号に示された土地の形質変更が、周辺住民への周知を要する対象であり、これに該当しない土地の形質の変更は、説明等の対象ではないということでよいか。また周辺住民とはどの範囲を指すのか。	許可を申請するときは、あらかじめ周辺地域の住民に対する周知措置を講ずることとされており（宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）第11条又は第29条）、宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域のそれぞれの規制区域において許可対象規模に該当する場合は、周知措置を講ずることが必要となります。 また、周辺住民の範囲については、盛土等の規模や地形等の条件から影響が想定される範囲となります。
2	土地の規模が500㎡を超える２ｍ以下の土地の形質の変更で、その施工前後の地盤面の高低差が30㎝を超えない切土、盛土をするものが対象とあるが、地盤面の考え方は建築基準法の平均地盤面による考え方なのか、実地盤面（地面）なのか。 平均地盤の場合、高低差３ｍ以内ごとに分割された部分での差となるのか、土地全体での差となるのか。	基本的には、実地盤面との高低差を想定しております。地盤面の高低差は都道府県等が規則で別に定める場合はその値に変更することが可能としております。

	実地盤面の場合、この規模で発生する不陸（高低差）となるのか。 　いずれの地盤面の考え方でも、建築工事における外構工事では30㎝を簡単に超えてしまう差が発生することが考えられるため、過剰な要求と思われる。規制の対象となる高低差の更なる緩和を要望する。	
3	２．Ⅰ(1)⑧(ｘ)ウに示された「工事」とは何を指すのか。規制区域内で行われる「造成工事」だけでなく「建築工事」も含まれるものか。その際、ア、イの規制は対象外ということか。	工事とは、土石の使用又は発生を伴う工事です。建築工事の場合でも、ア・イにかかわらず、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積する土石の堆積行為は、許可又は届出は不要となります。
4	公表方法の「インターネットの利用その他の適切な方法」について、公表するためのサーバーは、各都道府県よりご提供いただけると解してよいか。	この公表方法は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県」という。）が宅地造成等に関する工事の許可をしたときに、その許可情報を公表するなど、都道府県が公表するものです。
5	「土地の周辺地域の住民」とありますが、「周辺地域の住民」の対象（範囲）をどのように考えたら良いでしょうか。	周辺住民の範囲については、盛土等の規模や地形等の条件から影響が想定される範囲となります。
6	許可、届出が不要なものとして、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが２ｍ以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30㎝を超えない盛土又は切土をするもの」とありますが、例えば、宅地で行う「一時的に原地盤を２ｍ掘削し、セメント系固化材を混錬した後、掘削した箇所に埋戻すような行為（浅層混合処理工法）」は、許可、届出が不要なものとして考えて良いでしょうか。また、山留めを行い３ｍ程度掘削し、地下室あるいはカーポート構築するような行為も許可や届出を必要とするのでしょうか。 　ここでいう「地盤面の標高」とは、傾斜地ではどのように考えたら良いでしょうか。	浅層混合処理工法による行為や建築物を建築する際に根切りを行い建築物の壁面（地下室、カーポート）で土圧を支える行為、その他建築物の基礎を埋設する行為等は盛土規制法の規制対象ではないと考えております。 　また、地盤面の標高の差は、傾斜地においても実地盤面との高低差を想定しております。地盤面の高低差は都道府県等が規則で別に定める場合はその値に変更することが可能としております。

	災害の恐れのない盛土の高さが２ｍ以下であって、工事前の標高差が 30cm を超えないという規制は厳しいです。標高差は１ｍ超え程度に緩和できないでしょうか。	
7	宅地擁壁の安定計算は従来通りで良いでしょうか。擁壁高さが5m以下ならば円弧滑り計算は不要として欲しい。	擁壁に関する基準は改正しておらず、従来どおり鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する時は構造計算が必要となります。
8	高さが２～３mの宅地擁壁でも近隣説明や定期報告が必要になるのでしょうか。	政令で規定する対象規模以上の工事においては、盛土等の規模や地形等の条件から影響が想定される範囲の住民への周知や定期報告が必要となります。
9	これまでの宅造規制区域の範囲が広がり平野部まで拡大された場合、拡大されたエリアでは従来だったら規制法の対象にならなかった1.5m程度の盛土でも規制法の対象になりうるのでしょうか。	拡大された規制区域を含めて政令で規定する規制対象規模に該当する場合は盛土規制法の対象となります。
10	従来の宅造法では高さが２ｍ以下の擁壁は確認申請不要でしたが、規制区域が拡がることによって、確認申請が必要になるのでしょうか。 例えば、土石の堆積を行う面積が300m^{2}を超える土地に築造する擁壁や、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cm（都道府県が規則で別に定める場合にあっては、その値）を超えて築造する擁壁は、高さが２ｍ以下でも確認申請が必要になるのでしょうか。	擁壁に関する基準は改正しておらず、２ｍ以下の擁壁は確認申請が不要となります。
11	２．Ⅰ(1)⑧(i)の土地改良事業に準ずる事業とはどのような事業か。また、都道府県単独事業の取り扱いは。	「土地改良事業に準ずる事業」とは、土地改良法の手続には基づかないものの、土地改良法第２条第２項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、都道府県及び市町村等が単独で実施する事業の一部も該当します。 盛土規制法の許可又は届出が不要となる「土地改良事

		業に準ずる事業」は、盛土・切土等の施工に当たって「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計・施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要となります。 〔要綱・要領等への記載例〕 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。 この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。
12	都道府県知事による地域の具体的事情に照らした規制を行うというメリットを残しながら、その基準を国が定めることで、規制内容の差が少なくなるものと期待されます。 一つの県が条例と作って規制しても悪質業者は罰則のない、あるいはより罰則が少ない他見に流れていた残土ですが、盛土規制法は他県逃れを防止するため全国一律で法の網をかぶせ、軽微な罰金でことを済まそうとする業者には罰金とハードルを上げることで問題の盛土箇所の災害防止対策となり、より災害防止に向けた都道府県知事の権限が強化されたと思います。 土地整備のための盛土とは別に一時的に放置された土（残土）が各地に数多く存在している中、土石流災害を引き起こす	都道府県等が許可した宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に関する情報については、都道府県等のホームページ等により公表するとともに、工事現場の見やすい場所に標識を掲示することとしております。 その他いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。

	など危険な盛土の規制を強化できれば、災害を未然に防ぐための措置を講じられます。 　以前とは違い、近年の雨の降り方は局所的に記録的な豪雨が降る様へ確実に激しさを増しており、従来の想定を超えた災害に備えてあらゆる手立てを早急に講じるべき状態です。 　周辺住民が知らない間に危険な工事が施工されるとう事態をなくすため、地元の市区町村や住民からもチェックできるようにインターネットで公表されれば、監視力も倍増するでしょう。 　豪雨や地震などの災害から身を守るためにも、必要な情報公開は必須だと思います。	
13	２．Ⅰ(1)②(i)について、「発電施設」「道路の用に供する施設」も公共性の高い施設として追加されるべきではないか。	盛土規制法第２条第１号において、道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地を公共施設用地と規定しており、道路の用に供する土地は公共施設用地となります。その他いただいたご意見は、今後の施策の推進に当たっての参考とさせていただきます。
14	２．Ⅰ(1)⑧(ix)について、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差のみによって、災害発生のおそれの有無を判断するのは合理的ではなく、最終形状や土質等で判断されるべきではないでしょうか。	一定の高さを超えないものについては、災害の危険性は著しく低いため、規制対象外としております。なお、規制対象については、最終形状や土質等で許可するか否か判断している。
15	２．Ⅰ(1)⑧(ix)について、建築基準法による確認申請に際して、擁壁や排水施設が盛土規制法の基準に適合していることは確認されるので、建築工事に付随して行われる地下の吹抜け空間や造園等の形質変更については、災害の発生のおそれがないと認められる工事であり、盛土規制法の適用は受けないと理解	建築物を建築する際に根切りを行い建築物の壁面（地下室、地下吹抜け空間）で土圧を支える行為やその他建築物の基礎を埋設する行為等は盛土規制法の対象ではないと考えております。これ以外の建築工事に付随して行われる土地の形質の変更（造園等）については、政令で

	してよろしいでしょうか。	規定する規制対象規模に該当する場合は盛土規制法の対象となります。
16	２．Ⅰ(1)⑧(ｘ)ウについて、当該工事の現場の「付近」に限定する必要はなく、遠隔地であっても、当該工事の管理下において適正に堆積が行われていれば、除外されるべきと考えます。	工事の契約形態や管理形態等を踏まえて判断するものと考えております。工事の現場又はその付近の考え方については今後お示ししてまいります。